

# 令和7年度 陽光台小学校いじめ防止基本方針

つくばみらい市立陽光台小学校

平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が公布され、9月28日から施行されることとなった。また、令和元年12月25日に「茨城県いじめの根絶を目指す条例」が公布され、令和2年4月1日より施行された。学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針を策定することが求められた。

ついては、ここに、いじめ根絶のための本校の基本方針を策定するとともに、さらに、いじめの防止のための措置や重大事態への対処等について規定するものである。

## 第1章 総則

### (目的)

- 1 この方針は、いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な育成及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関する本校の基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### (定義)

- 2 「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第二条）

### (基本理念)

- 3
  - (1) 本校のいじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して**楽しく学校生活を送り**、学習その他の活動に取り組むことができるよう本校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行うものとする。
  - (2) 本校のいじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行うものとする。
  - (3) 本校のいじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行うものとする。
  - (4) いじめの防止等のための対策は、児童が、一人一人の違いを理解し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を醸成し、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた自主的な行動ができるようになることを目指しておこなわれなければならない。

### (いじめの禁止)

- 4 児童は、いじめを行ってはならない。

### (本校及び本校の教職員の責務)

- 5
  - (1) 本校及び本校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所、**関係団体**その他の関係者との連携を図りつつ、本校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思

われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

- (2) 学校及び校長その他の教職員は、いじめに類する行為をしてはならず、かつ、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童に与える影響を十分に理解して授業その他の教育活動を行わなければならない。
- (3) 学校及び校長その他の教職員は、基本理念にのっとり、児童に対し、いじめを行ってはならないことについて、分かりやすく教育するよう努めなければならない。
- (4) 学校及び校長その他の教職員は、基本理念にのっとり、いじめの問題を抱え込むことなく、(1)の関係者と連携し、いじめを受けている児童が支援を求めやすい環境を整備するよう努めなければならない。
- (5) 校長は、学校はいじめの防止等のための対策について、所属の教職員を監督し、基本理念にのっとり、いじめのない学校の運営が行われるよう努めなければならない。

## 第2章 いじめ防止基本方針等

### (本校いじめ防止基本方針)

- 6 本校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処)のための対策に関する基本的な方針を以下に定めるものとする。

## 第3章 基本的施策

### (本校におけるいじめの防止)

- 7 本校は、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るものとする。
- 8 本校は、いじめを防止するため、本校に在籍する児童の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって本校に在籍する児童が自主的に行うものに対する支援、本校に在籍する児童及びその保護者並びに本校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

### (いじめの早期発見のための措置)

- 9 本校は、いじめを早期に発見するため、本校に在籍する児童に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 10 本校は、本校に在籍する児童及びその保護者並びに本校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。
- 11 本校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。
- 12 本校は、本校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行うものとする。

### (インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

- 13 本校は、在籍する児童及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

#### 第4章 いじめの防止等に関する措置

##### (いじめ防止対策委員会の設置)

14 本校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員（校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、学年主任、学級担任）、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー）その他の関係者により構成される「いじめ防止対策委員会」を置くものとする。

##### (いじめに対する措置)

15 本校の教職員が、児童から直接又は、児童福祉課職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童の保護者からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、生徒指導主事、当該学年主任、当該学級担任へ連絡し、**相談者等の秘密の保持に十分配慮しつつ、いじめを放置することがないよう直ちに適切な措置をとるものとする。**

16 本校は、前項の規定による通報を受けたときその他本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を市教育委員会に報告するものとする。

17 本校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、本校の複数の教職員（生徒指導主事、当該学年主任、当該学級担任）によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー）の協力を得つつ、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

18 本校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童その他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

19 本校は、教職員が17の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

20 本校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときはみらい平交番（以後交番）、常総警察署（以後常総署）と連携してこれに対処するものとし、本校に在籍する児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに交番、常総署に通報し、適切に、援助を求めるものとする。

##### (校長及び教員による懲戒)

21 校長及び教員は、本校に在籍する児童がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加えるものとする。

##### (学校相互間の連携協力体制の整備)

22 本校は、いじめを受けた児童あるいはいじめを行った児童が本校に在籍していない場合であっても、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、関係学校との連携協力体制を整備するものとする。

## 第5章 重大事態への対処

### (本校による対処)

23 本校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、いじめ防止対策委員会を開き、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間本校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(3) 児童の保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

24 本校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

### (市長への報告)

25 本校は、23項各号に掲げる状況が認められる場合には、市教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、市長に報告する。

## 第6章 雑則

### (学校評価における留意事項)

26 本校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価を行うものとする。